

愛知県マーチング大会審査内規

平成28年5月10日改訂

- 第1条 この審査内規は愛知県マーチング大会実施規定第15条－3、25条、35条－3に基づき審査及び判定について定めるものである。
- 第2条 審査員は審査用紙の項目に従い「演奏」「演技」「構成・演出」等を総合的に評価する。
- 第3条 審判員は計時および規定課題についての審判を行う。
- 第4条 審査の処理は理事長から委嘱された審査係が行う。
- 第5条-1 審査係は、パレードコンテストの部、フリースタイルの部について、審査員の評価及び審判員の指示に基づき、金・銀・銅の3段階にグループわけを行う。グループわけが困難な場合、金・銀・銅の比率のめやすを3：4：3とする。
- 2 ニューカマーの部については審査員・規定審判員により今後の参考になるように講評をおこなうこととし、評価はしない。出場団体すべてに奨励賞を与える。
- 第6条 第5条-1による結果は審査員の了承を得、理事長が賞を決定する。
- 第7条 愛知県マーチング大会実施規定に違反のあった場合は失格とし、審査の対象としない。また、入賞を取り消すことができる。
- 第8条 審査用紙は出場団体に渡す。審査一覧を希望する団体に対しては提示することができる。
- 第9条 この内規は常任理事会の決議により改訂することができる。

付 則

- ① 演奏・演技フロアは30m×30mとし、5mごとにポイントをうつ。
- ② 計時は次の方法による
- * 演奏・演技の開始は所定の位置において、係が「赤旗」を振りおろす事により合図とし、そこから計測を開始する。
 - * 演奏・演技の終了は所定の位置において、係が「赤旗」を振りおろす事により合図とし、そこで計測を終了する。
 - * この間を演奏・演技時間とし審査対象とする。
- ③ 規定課題の開始は所定の位置において、団体の代表者が「白旗」を降りおろす事により合図とする。
- ④ パレードコンテストの部、フリースタイルの部の成績の決定及び賞の配分は次のように行う。
- * 各審査員の評価を合計し、それをその団体の成績とする。
 - * ただし、パレードコンテストの部については審判員の減点分をさしひいたものをその団体の成績とする。
 - * この成績の上位の団体から金・銀・銅の3段階の賞を決定する。
- ⑤ 愛知県マーチング大会にかかわる事項は原則として全日本の指示に従い行われる。